

事業主
被保険者 各位

健保通達 06-08-43
文化シャッター健康保険組合

「加入者情報のご案内」の送付について

平素は健康保険組合の事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日より健康保険証が廃止され、交付が出来なくなります。今後、医療機関等を受診する際の保険資格の確認は、原則、“保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード”（マイナ保険証）で行う仕組みへと変わります。（移行措置として発行済みの保険証は1年間使用出来ます。）

このため、厚生労働省からの通達に基づき、**「資格情報のお知らせと個人番号確認のお願い」を事業主様経由で送付致します(8月19日発送予定)**。この通知は、健康保険組合で登録している資格情報（個人番号の下4桁を含む）をお知らせし、ご自身で情報の正確性をご確認いただくことを目的としています。

※大変重要なお知らせとなりますので、必ずご確認のうえ、紛失等なされないよう大切に保管して下さい。

※この「資格情報のお知らせ」では医療機関等を受診することは出来ません。

※この「資格情報のお知らせ」は令和6年12月2日以降に送付予定の「資格確認書」とは異なります。



※この通知は令和6年7月27日現在の加入者の方に送付致します。7月28日以降ご加入の方には後日送付致しますので暫くお待ち下さい。

以上